

令和5年度 第2回

沖縄県公共事業評価監視委員会

<傍聴者・プレス用：説明資料抜粋>
(評価調書及び概要図)

令和5年12月19日 (火)

傍 聴 要 領

平成 24 年 2 月 3 日

沖縄県公共事業評価監視委員会

1. 傍聴する場合の手続き

- 1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- 2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- 3) 受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- 4) 会議の傍聴定員は原則として10名です。

2. 会議の秩序の維持

- 1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- 2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、退場していただく場合があります。
- 3) 傍聴者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3. 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- 1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- 2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- 4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 5) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- 6) 会場において、携帯やPHSは、電源を切るかマナーモードにすること。
- 7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

令和5年度第2回 沖縄県公共事業評価監視委員会

日時：令和5年12月19日(火)13:30～

場所：県庁11階第1・2会議室

次 第

1. 開会

2. 報告

3. 審議

【再評価】

〔地すべり対策事業〕

- (1) 当間地区地すべり対策事業 (土木建築部)
- (2) 豊原地区地すべり対策事業 (")

〔海岸事業〕

- (3) 北前海岸高潮対策事業 (土木建築部)
- (4) 北浜地区海岸保全施設整備事業 (農林水産部)

〔道路事業〕

- (5) 幸地インター線インターチェンジ道路整備事業 (土木建築部)
- (6) 那覇北中城線(幸地～翁長)道路改築事業 (")
- (7) 浦添西原線(翁長～嘉手苅)道路改築事業 (")
- (8) 那覇北中城線(上之屋道路) (")
- (9) 石垣空港線道路改築事業 (")

4. 閉会

**令和5年度第2回 沖縄県公共事業評価監視委員会
出席者名簿**

当委員会 職名	氏名	所属・職名	出欠
委員長	イリベ ツナキヨ 入部 綱清	琉球大学工学部 助教	○
委員	ウエチ タケアキ 上地 武昭	沖縄大学 名誉教授	○
委員	オイカワ ヨウヘイ 及川 洋平	株式会社りゅうぎん総合研究所 研究員	○
委員	キムラ ショウ 木村 匠	琉球大学農学部 准教授	×
委員	サトウ ミツル 佐藤 充	琉球文化交流研究センター合同会社 代表社員	○
委員	シュ ガイブン 朱 愷雯	沖縄大学経法商学部 准教授	○
委員	ノザキ セイコ 野崎 聖子	うむやす法律会計事務所 弁護士	○
委員	ミヤギ ケイ 宮城 桂	沖縄工業高等専門学校 講師	×
委員	モリタ マサヤ 守田 昌哉	琉球大学熱帯生物圏研究センター 准教授	×
委員	ヤギ チエミ 屋宜 智恵美	琉球大学国際地域創造学部 准教授	○

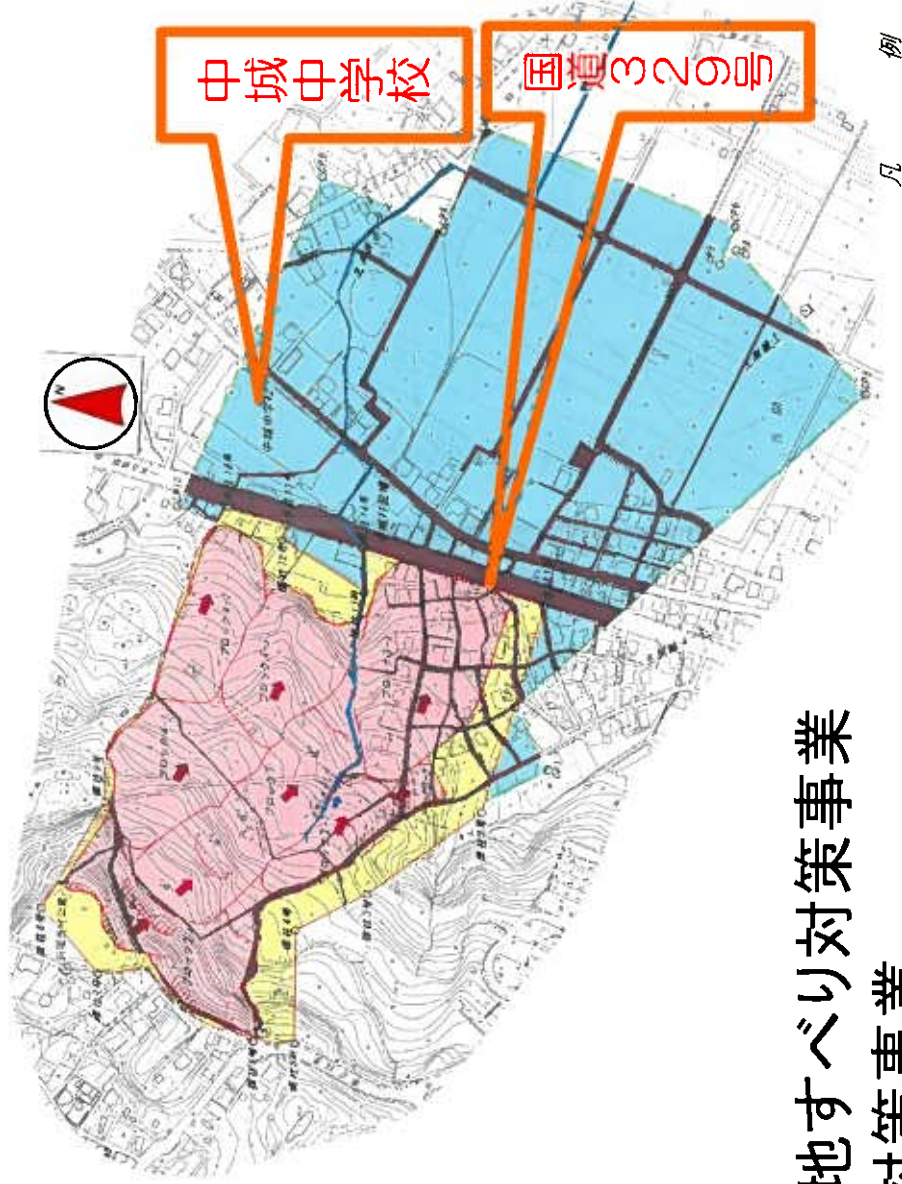
(※五十音順)

公共事業再評価調査書

所管課： 海岸防災課

1 事業概要	事業名： 当間地区地すべり対策事業			
	事業種別： 地すべり対策事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H26～R5	
	事業箇所： 中城村当間地内	根拠法令： 地すべり等防止法	事業期間： H26～R10	
	総事業費(百万円) 1,473	費用内訳： 補助 8/10	事業量： 1287 ha	
(整備目的)	当地区の斜面下部には、公共施設(中城北中城消防、中城中学校)、国道329号、家屋が存在する。区域内の道路や構造物には地すべりによる変状が確認されている。斜面頂部に達する大きな規模で滑動し、急速かつ大きな移動量となることが懸念される。 そのため、横ボーリングの抑制工やアンカー等の抑止工の対策工事を実施し、公共施設、道路等への土砂災害を未然に防止する。			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他 ()			
3 再評価に至った主な要因(具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(施工同意取得) 地すべり対策事業は、施工同意により工事を進め、事業完了後に用地取得を行う計画であるが、当該地権者より早期の買取要求があり、その調整に時間を要している。			
4 事業の進捗状況(R4.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(ブロック)	用地取得(千㎡)
計画	1,473	9	工事完了後に取得	
実施済	817	4	工事完了後に取得	
率	55%	44%		
5 事業効果の評価指標(検討年：整備期間+50年)(基準年：2023年)(単位：百万円)	① 事業期間便益	2,767	① 建設費	1,344
	② 供用期間便益	21,792	基準年換算(C')	1,431
	総便益(①+②)	24,559		
	基準年換算(B')	10,341	② 維持管理費(50年)	250
	③ 残存価値	11	基準年換算(C')	88
	総便益(B)	10,352	総費用	1,519
	費用便益比 (B/C) = 10352 / 1519 = 6.82			
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済： 平成30年度から、国による国土強靱化に向けた整備方針を受け、現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化」(2021から2026年度)において、重点的・集中的に対策を講じている。 ② 地元・自治体 令和2年度と令和4年度の中都市町村行政懇談会では、当間地区を含む中城村の地すべり対策について要望有り。 ③ 利害関係者： 地すべり対策事業は、施工同意により工事を進め、事業完了後に用地取得を行う計画であるが、当該地権者より早期の買取要求があり、その調整に時間を要している。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 大雨や地震時に地すべりの危険性があることから早期整備に取り組み、地すべりによる被害の軽減を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 地元の理解も概ね得ており、調査業務や詳細設計等も順調に進んでいるため、現計画を推進することが効率的である。 【同意取得率】現時点：83%(95/114) ③ 事業効果の発現状況： 整備率：44%(4/9ブロック)			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 設計を進めながら、完了している箇所の施工同意取得を行っていき、R10年度事業完了を目標に、地すべり防止施設の整備を進めていく。 ② 対住民関係： 現時点では、用地を事業完了後に取得しているが、抑制工完了後に一部の地権者から早期の用地取得要求があることから、保全対象者・地権者等関係者に不利益が生じないことを確認の上、随時用地取得を開始していくことを検討している。 ③ 執行体制等： 現在の組織体制で特に問題なし。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			

当間地区地すべり対策事業



	地すべり区域
	隣接する区域
	地域外にある被害区域
	道
	流

事業名：当間地区地すべり対策事業

事業種別：地すべり対策事業

事業期間：H26～R10

総事業費：1,473百万円

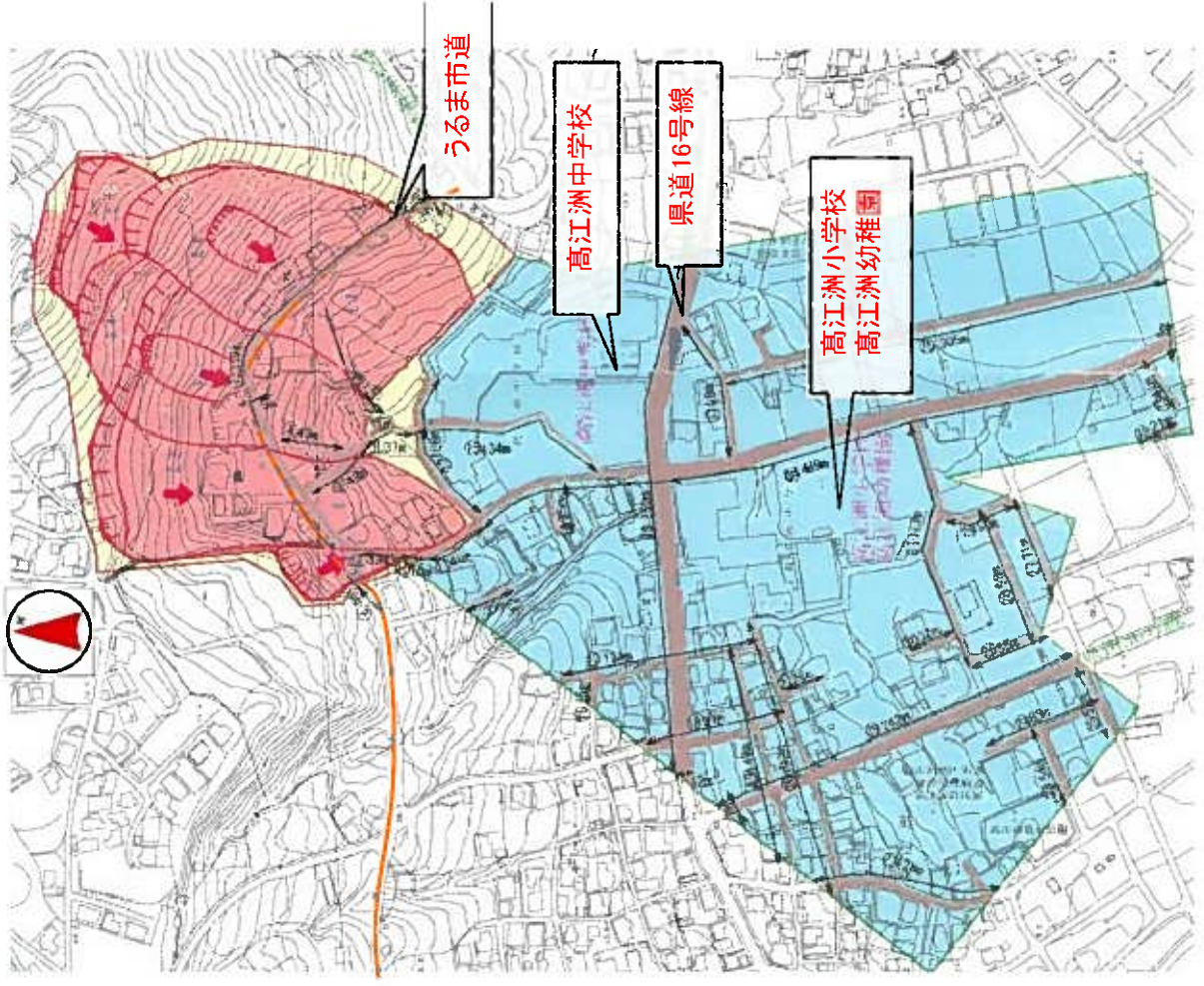
事業量：12.87ha(抑制工、抑止工等)

公共事業再評価調査書

所管課： 海岸防災課

1 事業概要	事業名：豊原地区地すべり対策事業			
	事業種別：地すべり対策事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H26～R5	
	事業箇所：うるま市豊原地内	根拠法令：地すべり等防止法	事業期間：H26～R6	
	総事業費(百万円) 1,121	費用内訳：補助 8/10	事業量：7.42ha	
(整備目的)	当該地区は、うるま市豊原に位置する南向き斜面で、斜面上部の住宅地においてブロック塀の亀裂等の変状が確認されている。平成22年5月の大雨で斜面上部において段差等地形の変状が見られている。斜面部及び斜面上下部には人家がはりついており、斜面上部にはマーブ公園、下部には高江洲小学校・中学校など、公共施設が立地している。斜面の地すべりを防止することにより、地域住民の安全確保及び住民の生命、財産を守る必要がある。			
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他 ()			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他 (追加対策)			
4 事業の進捗状況 (R4.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(ブロック)	用地取得(千㎡)
	計画	1,121	9	工事完了後に取得
	実施済	811	8	工事完了後に取得
	率	72%	89%	
5 事業効果の評価指標 (検討年：整備期間+50年) (基準年：2023年) (単位：百万円)	① 事業期間便益	2,113	① 建設費	1,026
	② 供用期間便益	23,713	基準年換算(C')	1,182
	総便益(①+②)	25,826	② 維持管理費(50年)	250
	基準年換算(B')	12,053	基準年換算(C')	103
③ 残存価値	10			
総便益(B)	12,063	総費用	1,285	
	費用便益比 (B/C) = 12063 / 1285 = 9.39			
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済：近年の気候変動の影響により、激甚化・頻発化する風水害から生命・財産の被害を防止・最小化するため、砂防関係施設などの防災インフラ等の強化が全国的に推進されている。 (防災・減災・国土強靱化のための5カ年加速化計画) ② 地元・自治体：特になし。 ③ 利害関係者：特になし。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 大雨や地震時に地すべりの危険性があることから早期整備に取り組み、地すべり被害の軽減を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 事業費ベースで72%、整備ブロックベースで89%の進捗率のため、現計画を推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 地すべり対策済みブロックにおいては土砂災害が発生しておらず事業効果が発揮されている。 (整備率89%・8ブロック/9ブロック)			
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：設計を進めながら、完了している箇所の施工同意取得を行っていき、R6年度事業完了を目標に、地すべり防止施設の整備を進めていく。 ② 対住民関係：特になし。 ③ 執行体制等：現在の組織体制で特に問題なし。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			

豊原地区地すべり対策事業



凡 例

	地すべり区域
	隣接する区域
	地域外にある被害区域
	道 路
	溪 流

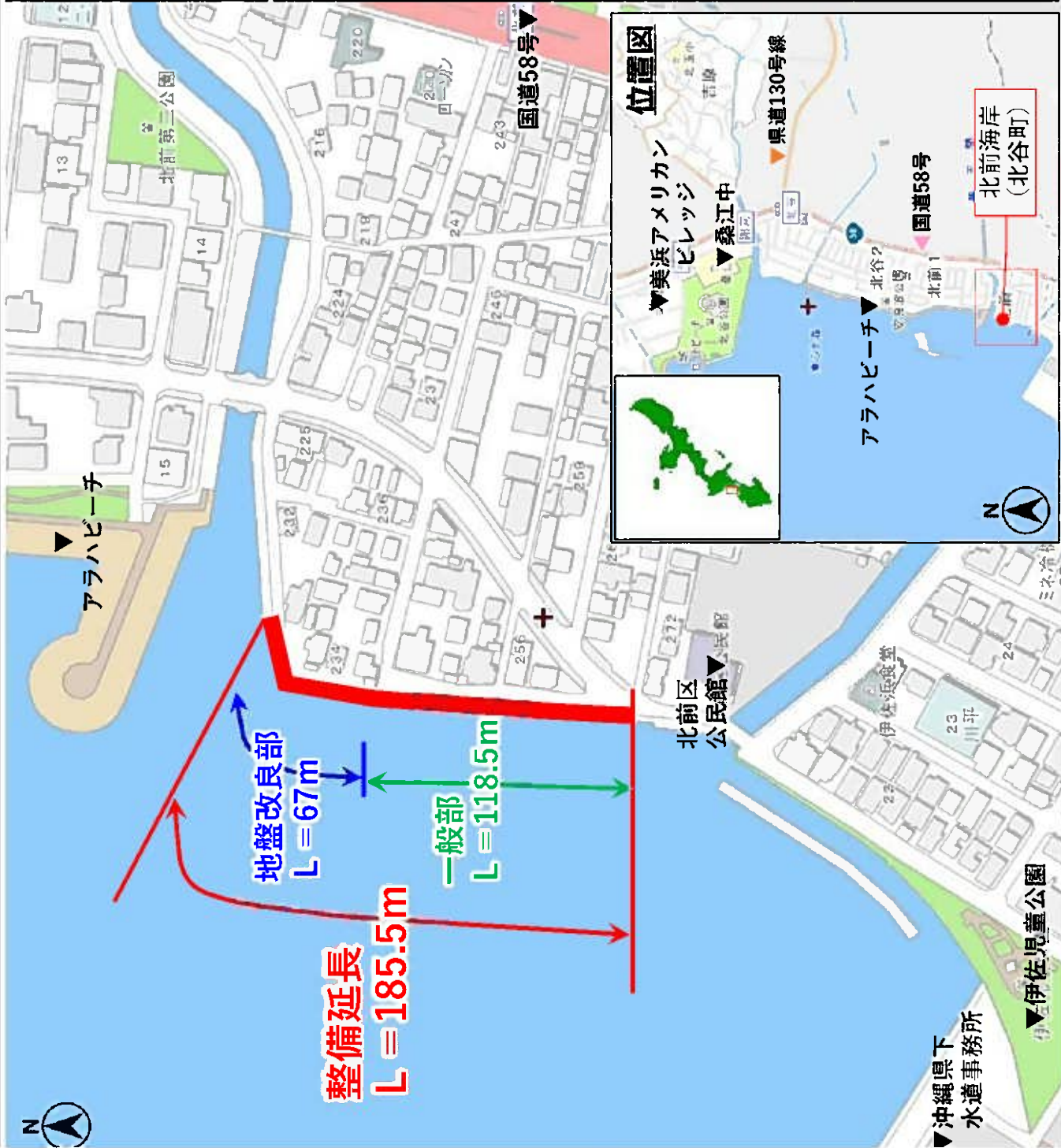
事業名：豊原地区地すべり対策事業
 事業種別：地すべり対策事業
 事業期間：H26～R6
 総事業費：1,121百万円
 事業量：7.42ha(抑制工、抑止工等)

公共事業再評価調書

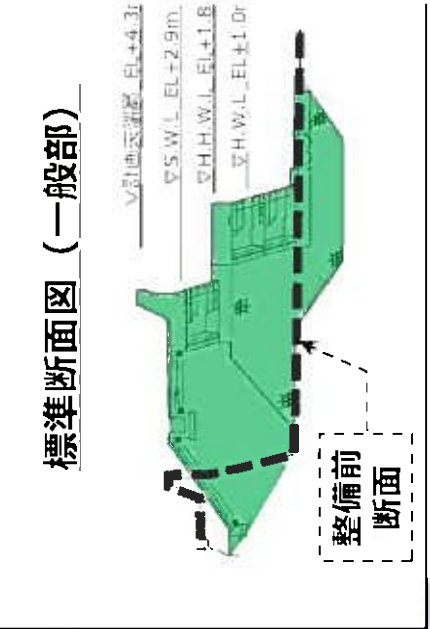
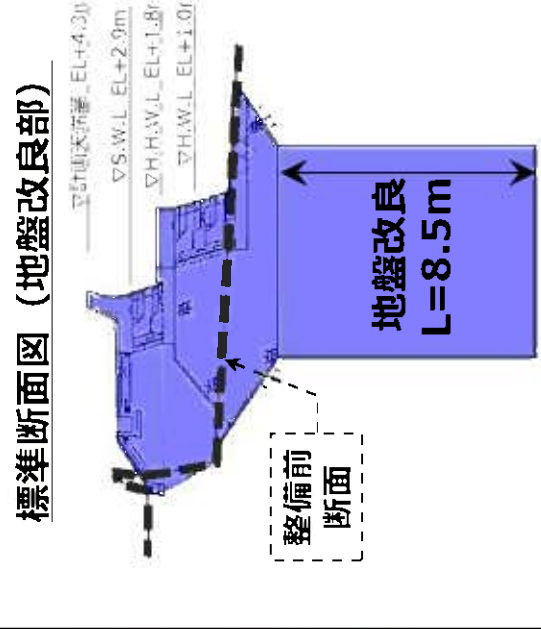
所管課： 海岸防災課

1 事業概要 (整備目的)	事業名： 北前海岸高潮対策事業			
	事業種別： 高潮対策事業	事業主体： 沖縄県	当初事業期間： H26～R8	
	事業箇所： 北谷町	根拠法令： 海岸法	事業期間： H26～R8	
	総事業費(百万円) 630	費用内訳： 補助率 9/10	事業量： L=185.5m	
本海岸は、北谷町の南端に位置する海岸であり、台風等の高潮等に伴う越波の影響により、護岸背後地で浸水被害が発生している。このため、本事業は、沖縄県における計画波浪(50年確率相当)及び既往最高潮位等を考慮した計画高潮位等から護岸背後地を防護し、高潮等による浸水被害を軽減させることで、住民等の生命・財産を守ることを目的としている。				
2 再評価 該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着工 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他 ()			
3 再評価に至った主な要因 (具体的な理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他(景観・海岸利用等への配慮) <ul style="list-style-type: none"> ・(他事業との関係) 北前区における内水被害対策に係る北谷町事業と連携して護岸整備を実施する必要がある。 ・(当初計画が長期間) 当初計画が令和8年度までの長期計画として設定している(13年間) ・(その他) 地元自治体(北谷町)より景観・海岸利用等に配慮した護岸整備の要望があり、護岸構造の検討に時間を要した。 			
4 事業の 進捗状況 (R5.3末時点)	項目	事業費(百万円)	整備(m) ※護岸下段部	整備(m) ※護岸上段部
計画	630	185.5	185.5	
実施済	320	67	0	
率	51%	36%	0%	
5 事業効果の 評価指標 (検討年50年) (基準年R5年) (単位:百万円)	① 一般資産被害額 2,048.9 ② 公共土木施設等被害額 3,688.1 ③ 公益事業等被害額 61.5 総便益(浸水防護便益) 5,798.5 基準年換算(B) 2,214.7	① 事業費 576.3 ② 維持管理費 144.1 (維持管理費:①×0.5%) 総費用 720.4 基準年換算(C) 711.4	費用便益比 (B/C) = 2.215 / 711 = 3.11	
6 事業を巡る 状況の変化	① 社会・経済： ・H30年3月に津波災害警戒区域に指定された。 ・R元年11月に北谷町において「北谷町サンセットビューライン構想」が策定され、同町の西海岸地域について、本事業海岸を含めた海岸利用のあり方が示された。 ② 地元・自治体： ・台風時の高潮等に伴う越波の影響により、浸水被害が度々発生しており、地元区長から早期事業完了の要望がある(R4年6月)。 ・事業箇所と隣接し、北谷町及び宜野湾市の道路拡幅計画が進められている。 ③ 利害関係者： 特になし。			
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 過去の台風により発生した高潮等に伴う越波の影響で、浸水被害が確認されており、早期の高潮対策が必要である。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 一部、施工が完了していることや費用便益比が3.11であり、事業の投資効果が見込まれることから、継続して現事業を推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況：護岸上段部が未整備であるため、事業効果は発現していない。			
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 現計画で事業を推進し、令和8年度の完成を目指す。 ② 対住民関係： 地元区長等から早期の整備要望があることから、引き続き、予算確保等に努め、早期の整備完了を目指す。 ③ 執行体制等： 現在の組織体制で執行可能である。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			

北前海岸高潮対策事業



事業名	北前海岸高潮対策事業
事業種別	高潮対策事業
事業期間	H26～R8
総事業費	630百万円
事業延長	L = 185.5m



公共事業再評価調査（再々評価）

様式2

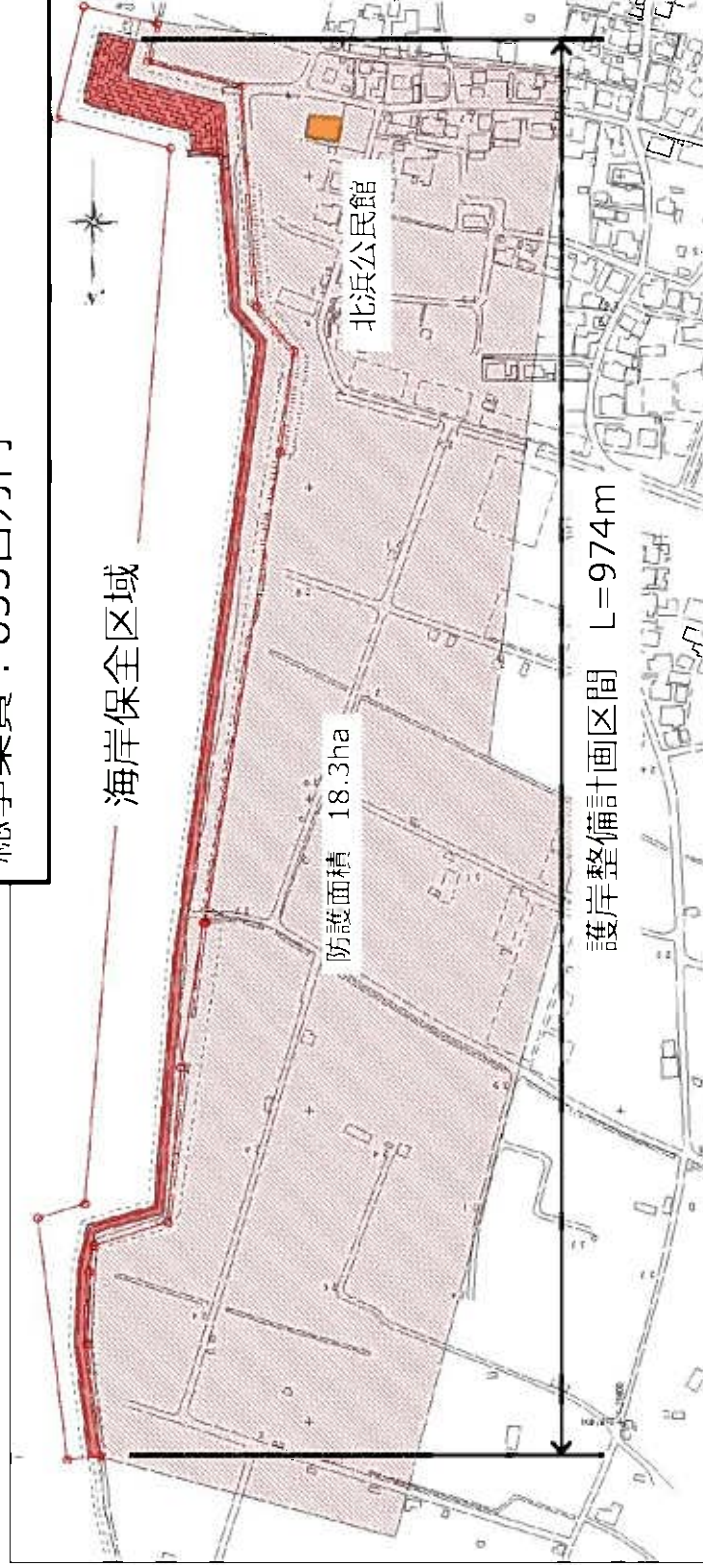
主管課：農地農村整備課

1 事業概要	事業名：北浜地区 海岸保全施設整備事業(防潮対策)		前再評価年度：平成30年度			
	事業種別：高潮	事業主体：津軽県	(H21～R3)			
(整備目的)	事業箇所：中城村	根拠法令：海岸法	事業期間：H21～R9			
	(839)		(0)			
	総事業費(百万円) 835	費用内訳：補助 00/100	事業量：護岸工 L=974m			
北浜地区は、津軽本島中部の中城村に位置し、太平洋側の中城湾港に面した延長10kmの海岸である。毎年襲来する台風、高潮波浪、強風時の塩害防止のために、昭和30年頃国庫政府により護岸と防潮林が整備されている。しかし、現在は、護岸の天然高不足、決壊による越波のため、作物だけでなく、集落内の住宅、商業施設等にも悪影響を与えている。そのため、護岸の更新・新設による防護を図り、台風時や波浪時の越波・浸水・塩害による背後農地及び人家への被害を防止し、国土の保全と農家の経営の安定を図る。						
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更					
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工 <input checked="" type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他					
3 再評価に至った主な要因(具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨その他					
護岸整備の予定箇所に海没民有地があり、用地交渉が難航していたため、令和元年度以降は護岸整備を休止していた。						
4 事業の進捗状況(令和3月時点)	項目	事業費(百万円)	護岸工(m)	用地取得(筆)		
	計画	835	974	12		
	実進済	633	643	10		
	率	75.8%	66.0%	83.3%		
4-2 前再評価以降の主な進捗	護岸整備99.8mを実施した。					
5 事業効果の評価指標(基準年:R5)(単位:百万円)	①一般資産	8,438	①事業費	1,169		
	②冊作物等	1,714	②維持管理費	77		
	③総便益額(B)(①+②)	10,152	③総費用(C)(①+②)	1,241		
	$\text{総費用総便益比(B/C)} = \text{総便益額} \div \text{総費用} = 10,152 \div 1,241 = 8.18$ $\text{費用負担割合}(\div 98.0\%, \text{費}10.0\%)$					
6 事業を巡る状況の変化	①社会・経済：護岸整備後は農地や園芸施設が多くあり、これまでの整備によって経営の安定化が図られている。 ②地元・自治体：地元からの要望を踏まえて、中城村と連携しながら事業を進めている。 ③利害関係者：用地取得箇所において、一部交渉が難航している地権者がいる。					
7 事業の必要性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など 台風時や波浪時の越波・浸水・塩害による背後農地及び集落への被害を防止するために、早急な整備が必要である。 ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減) これまでに計画の86%(643m)の護岸を整備済みであり、引き続き事業を進めることが効率的である。 ③事業効果の発現状況 現在までに整備した護岸によって背後農地の被害が防止されている。					
見直し	①事業計画等：現計画どおり南側終点付近の整備を行い、また、残事業箇所については、整備の必要性も含めて今後の整備方法を再検討したうえで、令和9年度までの完了を目指す。 ②対住民関係：南側終点付近には北浜公民館があり、地元から強い整備要望がある。今後の整備方法を再検討したうえで、改めて地元への説明を行っていく。 ③執行体制等：現在の組織体制で特に問題なし。					
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止					
10 その他(前再評価での主な意見等)	中城村による海没地に係る用地取得については、全てを対象とするのではなく、施設整備に必要な最小限の面積の取得とすべきではないが。					

* 1 事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

北浜地区 海岸保全施設整備事業（高潮対策）概要

予算種別：沖繩振興公共投資交付金
事業主体：沖繩県
受益(防護)面積：18.3ha
受益戸数：33戸
主要工事：傾斜式護岸工 L=974m
負担区分：国90%、県10%
総事業費：835百万円



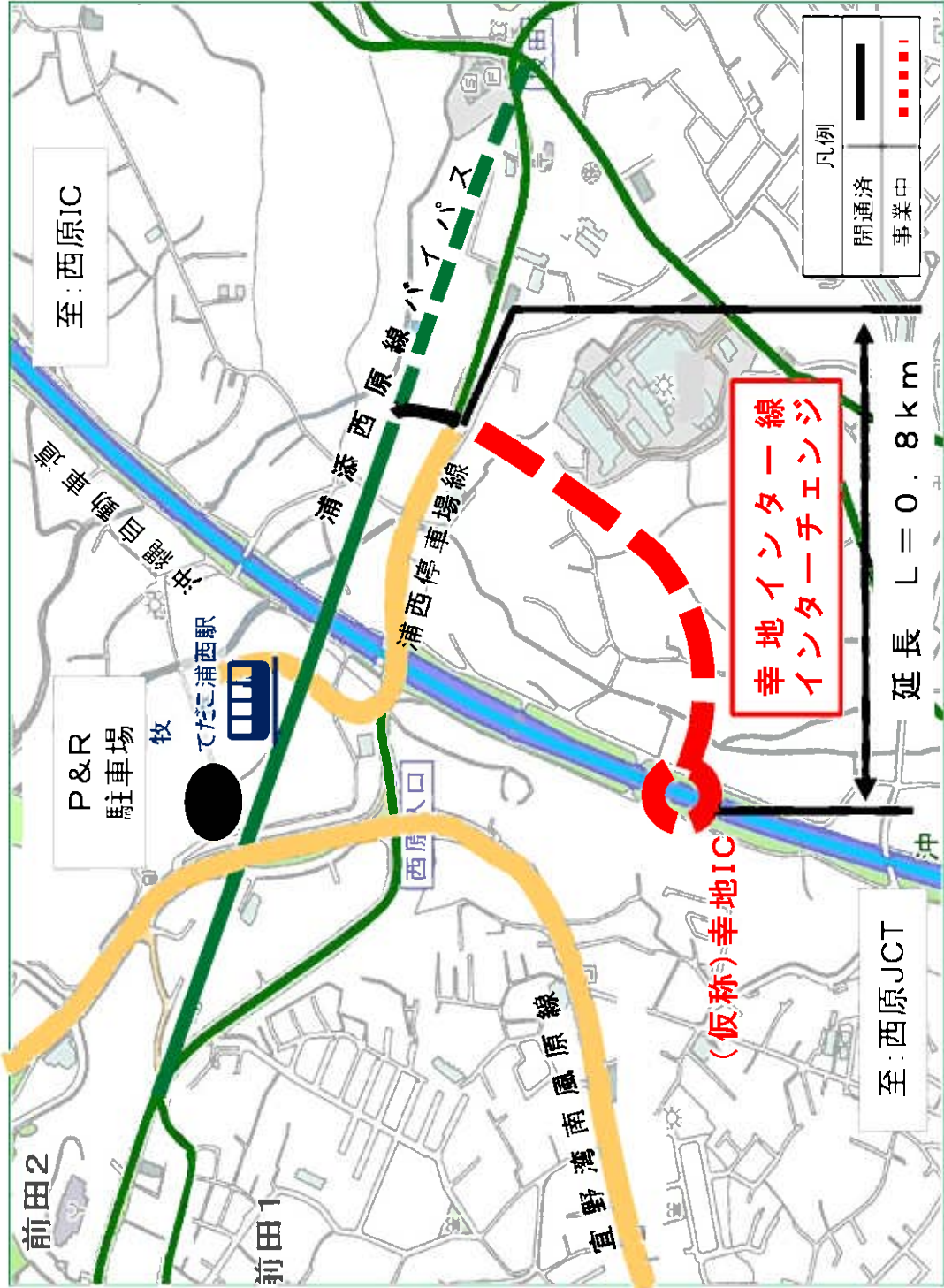
公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般県道 幸地インター線インターチェンジ道路整備事業	前再評価年度：令和4年度			
	事業種別：幸地インターアクセス道路整備事業	事業主体：沖縄県	(H26～R6)		
	事業箇所：西原町	根拠法令：道路法	事業期間：H26～R8		
	総事業費(百万円) 11,000	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=0.8km		
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更を行った。				
2 再評価該当項目	<input type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input checked="" type="checkbox"/> ③ その他（事業期間の見直し）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ その他（事業期間の見直し） 施工計画変更等により事業期間の見直しが生じた。				
4 事業の進捗状況 (R5.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(km ²)	用地取得(筆数)
	計画	11,000	0.8	39.2	88
	実施済率	63%	0%	94%	93%
4-2 前再評価以降の主な進捗	用地取得及び工事進捗を図った。				
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 R5) (単位：百万円)	① 走行時間短縮	80,889	① 事業費(税抜き)	11,654	
	② 走行経費低減	7,465	② 維持管理費	4,373	
	③ 交通事故減少	1,050			
	総便益	89,404	総費用	16,027	
	基準年換算(B)	36,550	基準年換算(C)	12,933	
	費用便益比 (B/C) = 36550 / 12933 = 2.8				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：「西原西地区土地区画整理事業」や「てだこ浦西駅周辺土地区画整理事業」等により、本事業箇所周辺において都市基盤の整備が進められている状況である。				
	② 地元・自治体：・特になし				
	③ 利害関係者：・特になし				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 当該路線の整備により、はしご道路の横軸である浦添西原線と縦軸の沖縄自動車道が接続されることで、はしご道路ネットワークが形成され、道路のアンバランスな使われ方の解消、交通渋滞の緩和、高速道路へのアクセス時間の短縮が期待される。 また、沖縄自動車道とてだこ浦西駅とを結節させることにより、自動車交通から公共交通への転換を促進し、那覇都市圏の交通渋滞緩和が期待される。				
	② 事業の効率性（代替案等の可能性やコスト縮減）： 現在、全取得用地の約94%が取得済みとなっており、全筆の用地取得が完了する見込みであることから、現計画の推進が効率的である。				
	③ 事業効果の発現状況： 現時点で整備完了し供用した区間はないため、事業効果は発現されていない。				
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：効率的な事業執行を行い、早期の事業効果の発現に取り組む。				
	② 対住民関係：用地交渉を終え、全筆の用地取得が完了する見込みのためなし。				
	③ 執行体制等：現体制で引き続き事業を推進する。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	特に意見なし。				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

概要図



【事業計画】

事業名：幸地インターチェンジ
 インターチェンジ
 事業種別：道路事業
 事業主体：沖縄県
 形式：フルインター（フルバット型）
 事業延長：0.8 km
 事業期間：（現）平成26年度
 ～令和6年度
 （変更）平成26年度
 ～令和8年度
 事業費：110.0億円
 事業箇所：西原町字翁長～幸地
 根拠法令：道路法

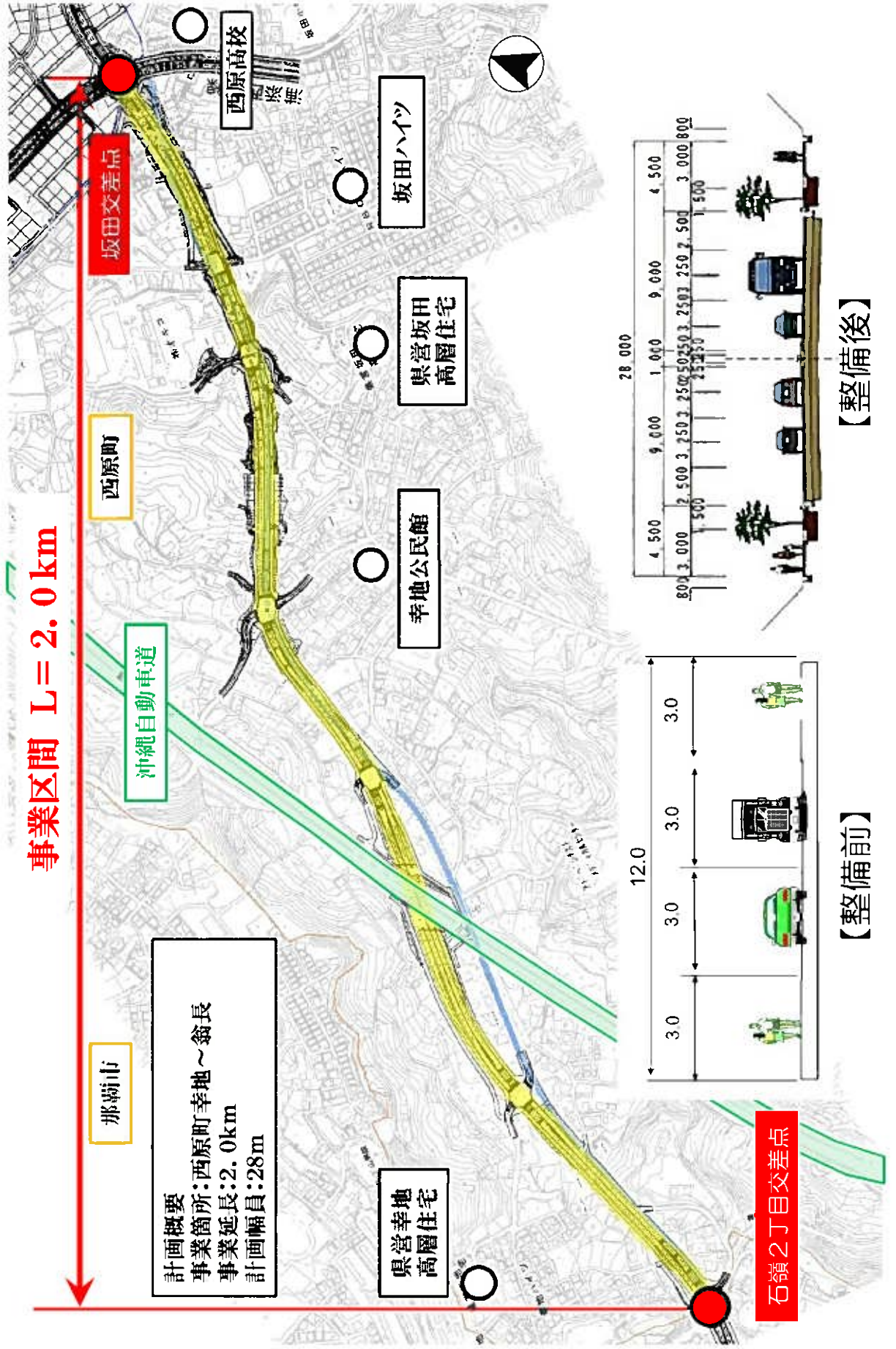
公共事業再評価調書（再々評価）

所管課： 道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名： 主要地方道 那覇北中城線(幸地～翁長)道路改築事業		前再評価年度： 平成30年度		
	事業種別： 主要地方道改築事業	事業主体： 沖縄県		(H21～R5)	
	事業箇所： 西原町	根拠法令： 道路法		事業期間： H21～R13	
	総事業費(百万円)： 15,264	費用内訳： 補助 9/10		事業量：L=2.0Km・W=28.0m	
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更を行う。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input checked="" type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()				
4 事業の進捗状況 (R5.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(km ²)	用地取得(筆数)
	計画	15,264	2.0	49.9	223
	実施済	7,936	0.2	38.7	144
	率	52%	10%	78%	65%
4-2 前再評価以降の主な進捗	主に優先整備区間の用地取得の進捗を図った。				
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R5) (単位：百万円)	① 走行時間短縮	36,937	① 事業費	14,040	
	② 走行経費低減	12,467	② 維持管理費	250	
	③ 交通事故減少	600			
	総便益	50,004	総費用	14,290	
	基準年換算(B)	16,289	基準年換算(C)	15,899	
	費用便益比(B/C) = 16,289 / 15,899 = 1.02				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済： 隣接地で西原西地区土地区画整理事業が進められているほか、沖縄都市モノレール延長区間が令和元年10月に開業している。 ② 地元・自治体： 坂田交差点は、西原町で実施している区画整理事業と重複しており、施工時期等の調整が必要となる。 ③ 利害関係者： 一部交渉が難航している箇所があり、任意交渉と並行して土地収用法に基づく取得も視野に入れた対応を進める。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 那覇北中城線は、那覇市と中部地区を連絡する幹線道路である。しかしながら、現道は幅員が狭く交通渋滞が慢性化している。拡幅整備を進めることにより、交通の円滑化を図るとともに、地域間のアクセス向上を図り、隣接地で進められている西原西地区土地区画整理事業及び浦添西原線改築事業との一体的な整備により迅速な事業効果の発現を図る必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 用地取得率は78%に達し、事業費ベースでの進捗率も52%であり、現計画の推進を図ることが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 一部整備済み区間において、歩行者及び自動車の安全な交通機能の確保が図られている。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等： 残りの用地取得を鋭意進め予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係： 交渉が難航している箇所は、任意交渉を行うとともに、土地収用法に基づく手続も視野に入れた対応を進める。 ③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	てたこ浦添駅完成後の駅周辺の活性化や最近の琉球大学近辺の人口増加は、計画交通量の中に今後加味するのか。感覚的に実際の効果はもっと大きいのではないかと感じる。				

* 1 事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

主要地方道 那覇北中城線 (幸地～翁長) 計画図



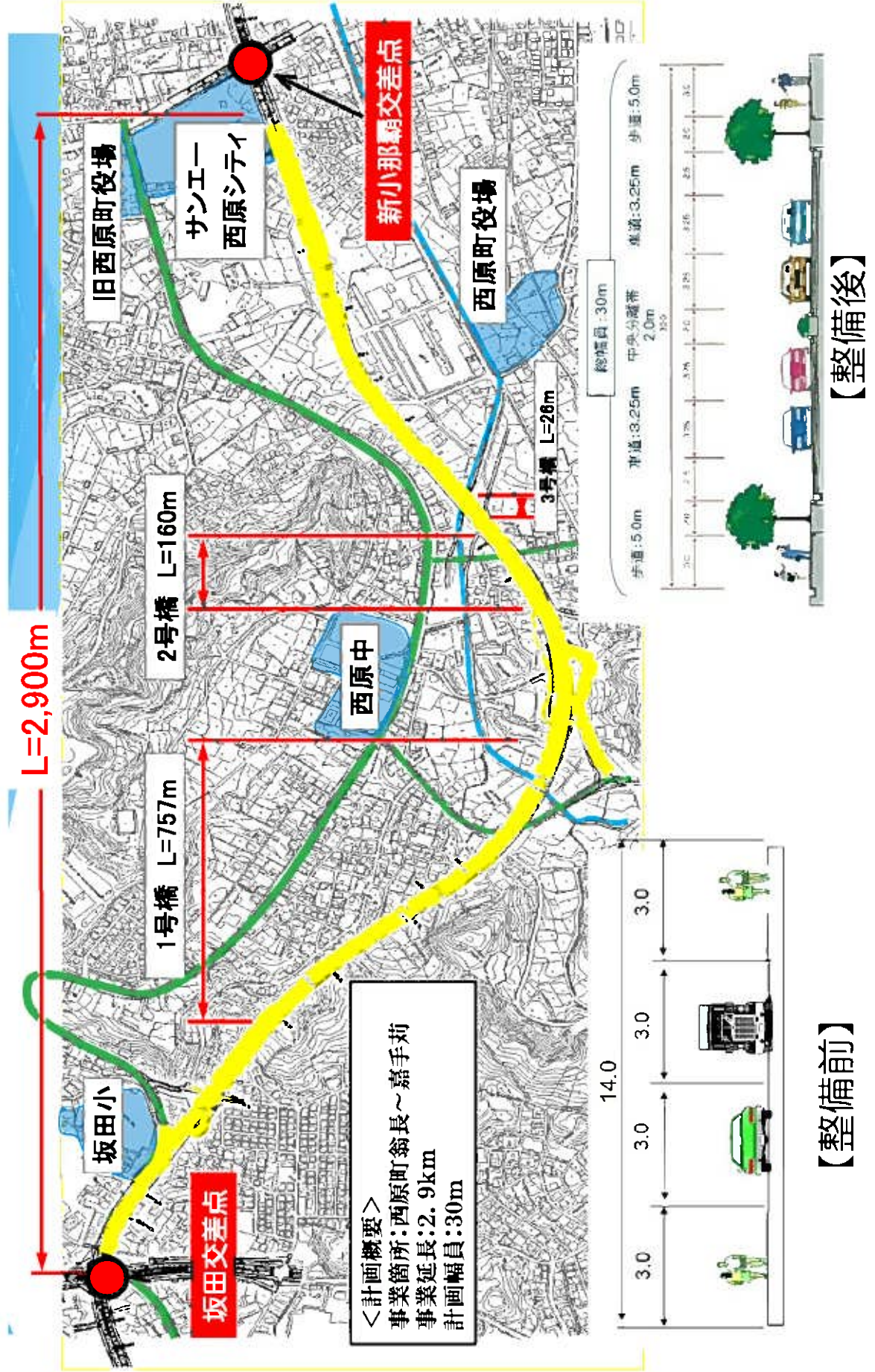
公共事業再評価調査（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：主要地方道 浦添西原線(翁長～嘉手苅)道路改築事業		前再評価年度：平成30年度		
	事業種別：主要地方道改築事業	事業主体：沖縄県	事業期間：H21～R17 (H21～R8)		
	事業箇所：西原町	根拠法令：道路法			
	総事業費(百万円)：24,900	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=2.9Km・W=30.0m		
1-2 前再評価以降の計画変更	事業期間の変更を行う。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input checked="" type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()				
4 事業の進捗状況 (R5.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(km ²)	用地取得(筆数)
	計画	24,900	2.9	81.6	334
	実施済	9,242	0.1	38.7	170
	率	37%	3%	47%	51%
4-2 前再評価以降の主な進捗	主に優先整備区間の用地取得の進捗を図った。				
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R5) (単位：百万円)	① 走行時間短縮	171.751	① 事業費	22,842	
	② 走行経費低減	15.547	② 維持管理費	400	
	③ 交通事故減少	1,600			
	総便益	188,898	総費用	23,242	
	基準年換算(B)	63,062	基準年換算(C)	23,671	
	費用便益比(B/C) = 53,150 / 23,671 = 2.25				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：隣接地で西原西地区土地区画整理事業が進められているほか、沖縄都市モノレール延長区間が令和元年10月に開業している。 ② 地元・自治体：浦添西原線の早期整備について、毎年地元自治体から要望がなされている。 ③ 利害関係者：交渉が難航している地産者があり、任意交渉と並行して土地収用法に基づく取得も視野に入れた対応を進める。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 現道は大学、病院、小中高校等へのアクセス道路、東西への横断道路として利用されており、交通量が多く朝夕のラッシュ時における混雑が日常化している。そのため、事業区間の拡幅整備を進めることにより、渋滞緩和及び沿道環境の改善を図る必要がある。 また、地域間のアクセス向上や交通環境の改善により、地域間の交流促進や産業振興に寄与するため、隣接する那覇北中城線、西原西地区土地区画整理事業及び国道329号西原バイパスとの連携整備により、事業効果の発現を促す必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： 全体の用地取得率は47%であるが、優先的に進めている坂田交差点及び新小那覇交差点付近の用地取得が進捗しており、一部暫定供用による早期効果発現を図るため、現計画の推進を図ることが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 未供用のため、事業効果は発現されていない。				
8 今後の対応・見直し	① 事業計画等：残りの用地取得を鋭意進め予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係：交渉が難航している箇所は、任意交渉を行うとともに、土地収用法に基づく手続きも視野に入れた対応を進める。 ③ 執行体制等：現在の体制で取り組む。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> (2) 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> (3) 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	事業に対する地域住民の理解を得るために、完成イメージや整備効果を示す広報用看板の設置を検討していただきたい				

* 1事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

主要地方道 浦添西原線（翁長～嘉手苺） 計画図



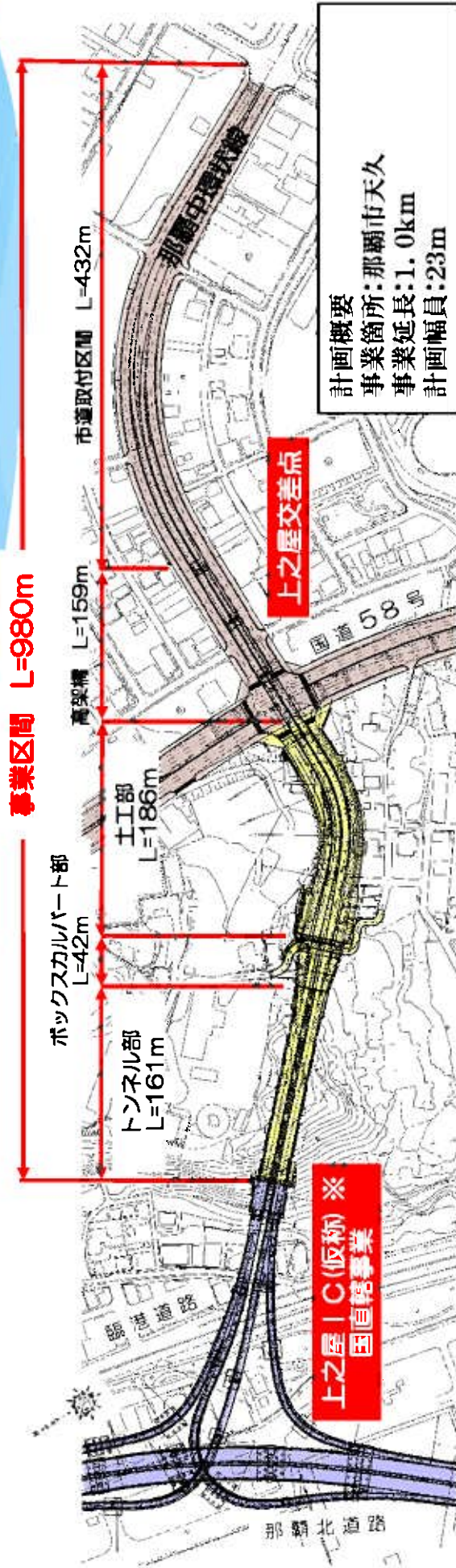
公共事業再評価調書（再々評価）

所管課： 道路街路課

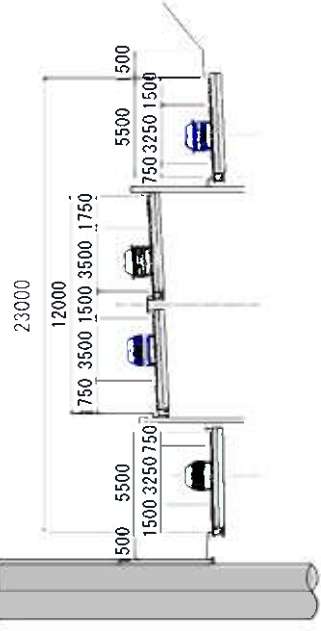
1 事業概要 (整備目的)	事業名： 主要地方道 那覇北中城線(上之屋道路)道路改築事業		前再評価年度： 平成30年度		
	事業種別： 主要地方道改築事業	事業主体： 沖縄県		(H26 ~ R9)	
	事業箇所： 那覇市	根拠法令： 道路法		事業期間： H26 ~ R21	
	総事業費(百万円)： 17,964	(12,500)	費用内訳： 補助 9/10		事業量：L=0.98km・W=23.0m (L=0.39km・W=16.5m)
1-2 前再評価以降の計画変更	事業費及び事業期間の変更を行う。				
2 再評価該当項目	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> (2) 事業の中止 <input type="checkbox"/> (3) その他()				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input type="checkbox"/> (1) 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> (2) 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> (3) 事業の拡大 <input type="checkbox"/> (4) 予算の確保 <input type="checkbox"/> (5) 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> (6) 他事業との関係 <input checked="" type="checkbox"/> (7) 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> (8) 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> (9) その他()				
	国道58号との接続を平面交差から立体交差に変更する必要が生じたため、事業費と事業期間の見直しを行う。				
4 事業の進捗状況 (R5.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(km ²)	用地取得(筆数)
	計画	17,964	0.39	-	-
	実施済	225	0.00	-	-
	率	1%	0%	-	-
4-2 前再評価以降の主な進捗	交差点形状の見直しが生じたため、詳細設計の進捗が遅れている。				
5 事業効果の評価指標 (検討年50年) (基準年R5)	(1) 走行時間短縮	49.425	(1) 事業費	16,333	
	(2) 走行経費低減	6,075	(2) 維持管理費	50	
	(3) 交通事故減少	450			
	総便益	55,950	総費用	16,383	
	基準年換算(B)	13,541	基準年換算(C)	10,929	
(単位:百万円)	費用便益比(B/C) = 13,541 / 10,929 = 1.24				
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降)	(1) 社会・経済：	令和元年5月に那覇総合物流センターが開業、令和5年2月に那覇第2クルーズバースの利用が開始される等、観光交通や物流車両の増加に伴う上之屋道路の需要は高い。			
	(2) 地元・自治体：	新都心側の立体交差影響区間において、那覇市道との管理区分等に係る調整が必要である。			
	(3) 利害関係者：	集合住宅や基地が多数ある。			
7 事業の必要性・効率性	(1) 事業の必要性・緊急性・有効性など：	那覇都市圏における渋滞緩和や交通量の分散、那覇新港埠頭地区や那覇空港、糸満方面等の沖縄西海岸道路からのアクセス性向上を図る当該道路の整備を推進する。			
	(2) 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)：	国で整備を進めている沖縄西海岸道路(那覇北道路)と連携を図りながら現計画で事業を推進し、事業効果の早期発現を図る。			
	(3) 事業効果の発現状況：	工事未着手のため、事業効果は発現されていない。			
8 今後の対応・見直し	(1) 事業計画等：	令和6年度に詳細設計を完了し、都市計画変更手続きを進める。			
	(2) 対住民関係：	集合住宅や墓地等が多数あることから、速やかに用地交渉を行い、早期に難航箇所の把握に努める。			
	(3) 執行体制等：	現在の体制で取り組む。			
9 対応方針	<input type="checkbox"/> (1) 事業継続(現計画) <input checked="" type="checkbox"/> (2) 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> (3) 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	関係機関との調整・協議や用地取得などの課題を解決し、事業を早期に進めて欲しい				

* 1 事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

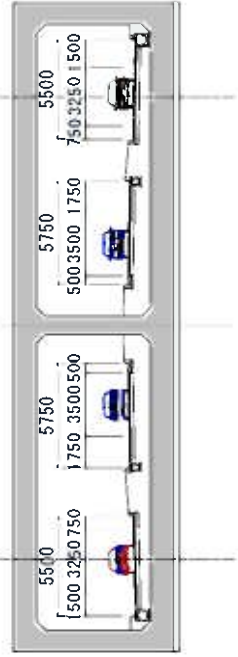
那覇北中城線（上之屋道路）計画図



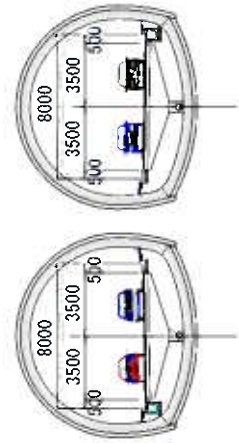
土工部



ボックスカルバート部



トンネル部



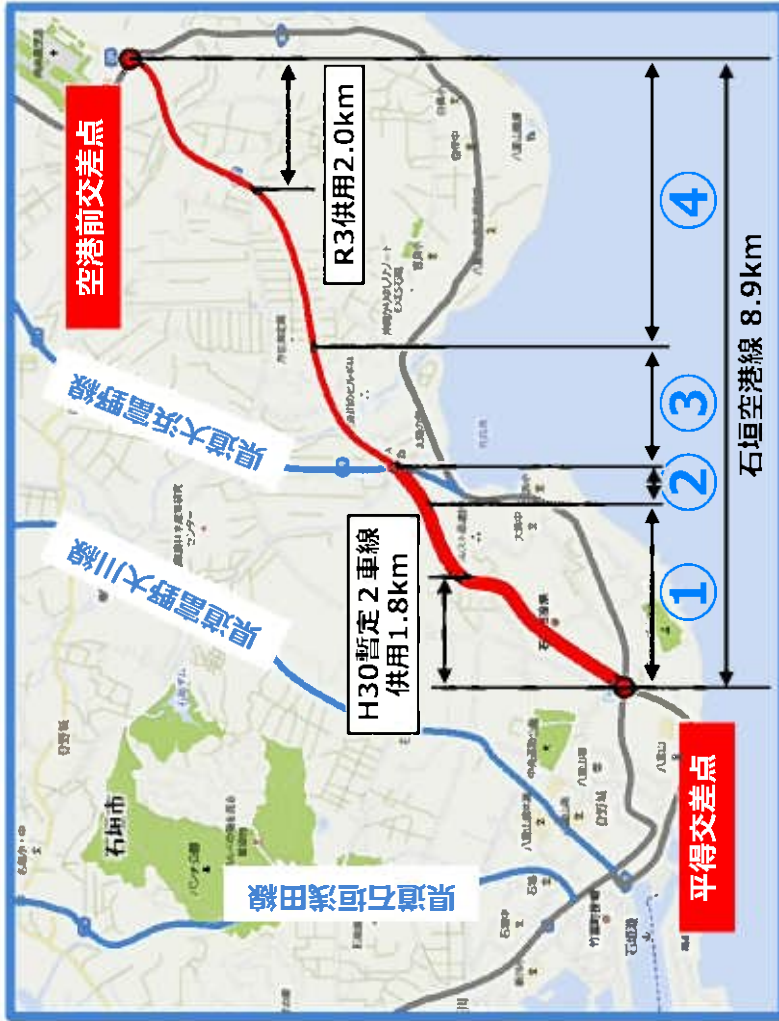
公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要	事業名：一般県道石垣空港線道路改築事業	前再評価年度：平成30年度																							
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県	(H21～R4)																						
	事業箇所：石垣市	根拠法令：道路法	事業期間：H21～R9																						
	総事業費(百万円)：(19,141) 22,400	費用内訳：補助 9/10	事業量：L=8.9m、W=9.0～28.0m																						
(整備目的)	石垣空港線は、平成25年3月に開港した新石垣空港から国道390号平得交差点に至る全長約9kmの幹線道路であり、新空港と市街地及び石垣港が直結される重要な路線である。 新空港は市街地及び石垣港から約15kmに位置し、新空港開港前より空港から市街地までの移動距離及び時間が大幅に増加している。 本路線の整備により市街地及び石垣港と新空港のアクセスの強化を図り、安全かつ円滑な自動車交通を確保し既存道路の混雑や事故の低減を図るとともに、八重山圏域における物流及び交流の活性化に寄与するものである。																								
1-2 前再評価以降の計画変更	事業費及び事業期間の変更を行う。																								
2 再評価該当項目	■ ① 再評価後一定期間(5年)を経過 □ ② 事業の中止 □ ③ その他()																								
3 再評価に至った主な要因	■ ① 用地取得の困難 □ ② 調査・設計の困難 □ ③ 事業の拡大 ■ ④ 予算の確保 □ ⑤ 手続き・法令の問題 □ ⑥ 他事業との関係 □ ⑦ 整備効果の問題 □ ⑧ 当初計画が長期間 □ ⑨ その他() ・補償金額に対する不満等による交渉難航 ・予算確保が難しい状況が続いており、事業進捗に影響が出ている。																								
4 事業の進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事業費(百万円)</th> <th>整備済み(km)</th> <th>用地取得(千㎡)</th> <th>用地取得(筆数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画</td> <td>22,400</td> <td>8.9</td> <td>256.8</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>実施済</td> <td>12,258</td> <td>2.0</td> <td>245.9</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>率</td> <td>55%</td> <td>22%</td> <td>96%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>					項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)	用地取得(筆数)	計画	22,400	8.9	256.8	550	実施済	12,258	2.0	245.9	493	率	55%	22%	96%	90%
項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)	用地取得(筆数)																					
計画	22,400	8.9	256.8	550																					
実施済	12,258	2.0	245.9	493																					
率	55%	22%	96%	90%																					
4-2 前再評価以降の主な進捗	石垣空港前交差点から市道宮良産業道路区間(2.0km)の部分供用を開始した。																								
5 事業効果の評価指標	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 走行時間短縮</td> <td>172,772</td> <td>① 事業費</td> <td>20,538</td> </tr> <tr> <td>② 走行経費低減</td> <td>16,191</td> <td>② 維持管理費</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>③ 交通事故減少</td> <td>3,553</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総便益</td> <td>192,516</td> <td>総費用</td> <td>21,738</td> </tr> <tr> <td>基準年換算(B)</td> <td>73,318</td> <td>基準年換算(C)</td> <td>22,382</td> </tr> </tbody> </table> <p>(検討年50年) (基準年R5) (単位 百万円) 費用便益比(B/C) = 73,318 / 22,382 = 3.3</p>					① 走行時間短縮	172,772	① 事業費	20,538	② 走行経費低減	16,191	② 維持管理費	1,200	③ 交通事故減少	3,553			総便益	192,516	総費用	21,738	基準年換算(B)	73,318	基準年換算(C)	22,382
① 走行時間短縮	172,772	① 事業費	20,538																						
② 走行経費低減	16,191	② 維持管理費	1,200																						
③ 交通事故減少	3,553																								
総便益	192,516	総費用	21,738																						
基準年換算(B)	73,318	基準年換算(C)	22,382																						
6 事業を巡る状況の変化	① 社会・経済： 新型コロナウイルスの影響で一時的な落ち込みはあったものの、新石垣空港の開港に伴い、入域観光客数が大幅に増加しており、レンタカー登録台数、既存道路の交通量及び事故件数が増加している。また、沿線に位置する旧空港跡地では石垣市による土地区画整理事業が計画されており、沿線に石垣市庁舎、県立八重山病院が移転している。 ② 地元・自治体： ・令和3年度に沖縄県議会議員、石垣市議会議員、ちゅら島の会、島づくり会から沖縄県知事宛てに早期供用開始に関する要請が発出されている。 ③ 利害関係者： 一部地権者、石垣市土地改良区																								
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 平成25年3月に開港した新石垣空港から市街地及び石垣港へは一般国道390号、市道及び農業用道路が利用されており、年々増加傾向にある空港利用者や物流等による通過交通と、通勤や買い物に加え農作業による地域内交通が錯綜し、円滑かつ安全な交通が阻害されている状況である。 また、一般国道390号は歩道幅員が狭く、加えて朝夕の交通渋滞や豪雨時には冠水が発生している状況であるため、本路線の整備を早急に進めることにより、新空港と市街地及び石垣港のアクセスの強化を図り、通過交通と地域内交通の分散により、円滑かつ安全な交通を確保する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト削減)： ・令和4年度末で用地取得が約96%進んでいることから、現計画での事業を継続して実施することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： ・令和3年度に、石垣空港前交差点～市道宮良産業道路の区間(約2.0km)を供用開始した。 ・本路線の沿道に石垣市庁舎や県立八重山病院が移転されており、暫定2車線供用区間の道路が利用されている。																								
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等： 現計画どおり事業を進め、令和9年度の完成を目指す。 ② 対住民関係： 難航用地については、任意交渉と並行して土地収用手续を進める。 ③ 執行体制等： 現在の体制で取り組む。																								
9 対応方針	■ ① 事業継続(現計画) □ ② 事業継続(見直し) □ ③ 事業の中止																								
10 その他	(前再評価での主な意見等) 特になし																								

* 1 事業概要 の上段()は前再評価時点の計画

一般県道 石垣空港線 計画図



【計画概要】
 名称：一般県道 石垣空港線
 事業箇所：石垣市盛山～真栄里
 事業延長：約8.9km
 計画幅員：9.0m～28.0m

計画幅員

